

愛知地方最低賃金審議会 第1回専門部会議事要旨

1. 日 時 令和3年7月28日（水曜日）午後2時15分～午後2時45分
2. 場 所 桜華会館南館3階 桜花の間
3. 出席者 委員8名（公益代表2名、労働者代表3名、使用者代表3名）、事務局6名
公益代表1名欠席
4. 議 題
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について
 - (3) 意見聴取に関する公示による意見について
 - (4) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について
 - (5) 令和3年度愛知県最低賃金の改正について
 - (6) その他

5. 議事要旨

議題(1)について中山恵子委員が部会長に、中山徳良委員が部会長代理に選任された。

議題(2)について専門部会運営規程が決定された。

議題(3)について本部会開催前に行われた第500回審議会本審において報告された意見書について確認した。

議題(4)について

- ・部会及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開とされた。
- ・意見聴取の必要は、なしとされた。

議題(5)について労使各委員から主張があった。

- ・労働者側委員から、
 - ①働きの価値に見合った水準への引上げが必要である。
 - ②愛知として抱える人材不足等の課題から同じAランクの中の格差解消の必要があり、このためにも労働条件の充実が重要である。
 - ③春闘の労使交渉の結果をすべての労働者に関わる最低賃金へ反映させ、格差解消とセーフティーネットにつながる水準引上げを求めている。
- ・使用者側委員から、
 - ①本年度もコロナの影響が引き続き、特に中小企業に対する影響が大きい状況の中で、最低賃金を引上げる状況にはないというのが基本的な考え方である。
 - ②最低賃金の審議については業種間の格差が非常に大きい状況から、一番影響を受け一番厳しい業界に特化して議論すべきである。
- ・次回以降、具体的な審議を行うこととされた。

第2回専門部会の日程：8月2日（月） 午後1時30分 2階北大会議室

6. 配付資料

- No. 1 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会委員名簿
- No. 2 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程（案）
- No. 3 令和2年度 地域別最低賃金の改定状況
- No. 4 2021年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果について

愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

第 1 回 愛 知 県 最 低 賃 金 専 門 部 会

日 時： 令 和 3 年 7 月 28 日 (水) 午 後 3 時 00 分 から

場 所： 桜 華 会 館 桜 花 の 間

会 議 次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について
- (3) 意見聴取に関する公示による意見について
- (4) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について
- (5) 令和3年度愛知県最低賃金の改正について
- (6) その他

4 閉 会

次回 (2回目) : 8月2日(月)午後13時30分 から 愛知労働局 2階北大会議室
--

資料目次

資料No.

- 1 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程(案)
- 3 令和2年度 地域別最低賃金の改定状況
- 4 2021年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果について

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会 委員名簿

公益代表委員

番号	氏名	現職
1	小野木 昌弘	中日新聞社 論説委員
2	中山 恵子	中京大学大学院経済学研究科長
3	中山 徳良	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授

労働者代表委員

番号	氏名	現職
1	安藤 知子	全ユニ一労働組合 中央執行副委員長
2	木戸 英博	JAM東海 執行委員長兼愛知県連会長 日本労働組合総連合会 愛知県連合会副会長
3	中塚 正輝	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長

使用者代表委員

番号	氏名	現職
1	梶原 弘司	愛知県経営者協会 会員サービス部担当部長
2	澁谷 由美子	日進電気株式会社 代表取締役社長
3	太箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会 事務局長

* 候補者は50音順に記載

* 使用者3団体とは、愛知県商工会議所連合会、愛知県経営者協会、
愛知県中小企業団体中央会

(案)

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会
運営規程

第1条 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があつたとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意

見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報保護の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行とする。

令和2年度 地域別最低賃金 改定状況

ランク	局番	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定金額	引上げ額 (円)	目安額	結審月日 (答申日)	裁決状況	発効年月日
C	1	北海道	861	861	0	-	8月11日	▲	2019年 10月3日
D	2	青森	790	793	3	-	8月7日	●	2020年 10月3日
D	3	岩手	790	793	3	-	8月7日	●	2020年 10月3日
C	4	宮城	824	825	1	-	8月3日	○	2020年 10月1日
D	5	秋田	790	792	2	-	8月5日	○	2020年 10月1日
D	6	山形	790	793	3	-	8月7日	●	2020年 10月3日
D	7	福島	798	800	2	-	8月6日	●	2020年 10月2日
B	8	茨城	849	851	2	-	8月5日	●	2020年 10月1日
B	9	栃木	853	854	1	-	8月5日	●	2020年 10月1日
C	10	群馬	835	837	2	-	8月7日	●	2020年 10月3日
A	11	埼玉	926	928	2	-	8月5日	○	2020年 10月1日
A	12	千葉	923	925	2	-	8月5日	○	2020年 10月1日
A	13	東京	1013	1,013	0	-	8月5日	▲ 労働一部 速席	2019年 10月1日
A	14	神奈川	1011	1,012	1	-	8月5日	●	2020年 10月1日
C	15	新潟	830	831	1	-	8月4日	○	2020年 10月1日
B	16	富山	848	849	1	-	8月5日	●	2020年 10月1日
C	17	石川	832	833	1	-	8月11日	○	2020年 10月7日
C	18	福井	829	830	1	-	8月6日	● ▲	2020年 10月2日
B	19	山梨	837	838	1	-	8月12日	○	2020年 10月9日
B	20	長野	848	849	1	-	8月5日	○	2020年 10月1日
C	21	岐阜	851	852	1	-	8月4日	●	2020年 10月1日
B	22	静岡	885	885	0	-	8月4日	○	2019年 10月4日
A	23	愛知	926	927	1	-	8月5日	●	2020年 10月1日
B	24	三重	873	874	1	-	8月5日	●	2020年 10月1日
B	25	滋賀	866	868	2	-	8月5日	● ▲	2020年 10月1日
B	26	京都	909	909	0	-	8月7日	▲	2019年 10月1日
A	27	大阪	964	964	0	-	8月20日	▲	2019年 10月1日
B	28	兵庫	899	900	1	-	8月5日	●	2020年 10月1日
C	29	奈良	837	838	1	-	8月5日	●	2020年 10月1日
C	30	和歌山	830	831	1	-	8月5日	●	2020年 10月1日
D	31	鳥取	790	792	2	-	8月6日	○	2020年 10月2日
D	32	島根	790	792	2	-	8月3日	○	2020年 10月1日
C	33	岡山	833	834	1	-	8月5日	●	2020年 10月3日
B	34	広島	871	871	0	-	8月21日	▲	2019年 10月1日
C	35	山口	829	829	0	-	8月11日	▲ 労働一部 速席	2019年 10月5日
C	36	徳島	793	796	3	-	8月7日	● 従例一部 速席	2020年 10月4日
C	37	香川	818	820	2	-	8月5日	●	2020年 10月1日
D	38	愛媛	790	793	3	-	8月7日	○	2020年 10月3日
D	39	高知	790	792	2	-	8月7日	○	2020年 10月3日
C	40	福岡	841	842	1	-	8月3日	●	2020年 10月1日
D	41	佐賀	790	792	2	-	8月6日	▲	2020年 10月2日
D	42	長崎	790	793	3	-	8月7日	●	2020年 10月3日
D	43	熊本	790	793	3	-	8月5日	●	2020年 10月1日
D	44	大分	790	792	2	-	8月5日	▲	2020年 10月1日
D	45	宮崎	790	793	3	-	8月7日	●	2020年 10月3日
D	46	鹿児島	790	793	3	-	8月7日	●	2020年 10月3日
D	47	沖縄	790	792	2	-	8月7日	▲	2020年 10月3日

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日の日付は異議申出がない場合の最短のもの

2021年6月30日(水)
 愛知県労働局労働福祉課
 調査・啓発グループ
 担 当 柴田、稲熊
 内 線 3415、3424
 テレホン 052-954-6359

愛知県内の企業における 2021年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果について

☆ 平均妥結額：5,383円【前年比】619円減 前年実績 6,002円

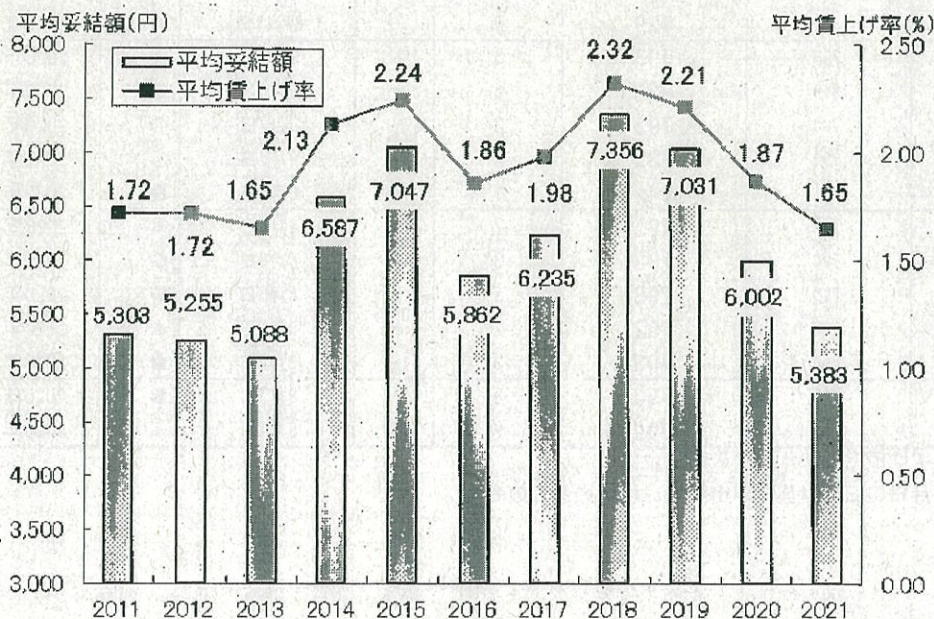
☆ 平均賃上げ率：1.65%【前年比】0.22ポイント減 前年実績 1.87%

* 数値はいずれも加重平均(グラフ1参照)

(県内293社が回答：平均年齢39.1歳 基準内賃金326,266円)

- 2021年の賃上げの妥結状況は、平均妥結額・平均賃上げ率ともに前年を下回りました。(グラフ1・表2参照)
- 回答企業数の約7割を占める製造業の平均妥結額は6,098円で、前年比291円の減となり、平均賃上げ率は1.86%で、前年比0.12ポイントの減となりました。(表1参照)

<グラフ1> 愛知県内の企業における春季賃上げ妥結状況の推移



1 調査方法の概要

(1) 調査対象

県内の民間企業のうち、労働組合のある企業 413 社を対象に調査し、回答を得られた 293 社を集計した。

(2) 調査項目

平均年齢、平均勤続年数、現行ベース（基準内賃金）、要求額、妥結額

(3) 調査方法

電子メール、ファックス、郵送及び職員（※）の聞き取りによる。

※ 労働福祉課、東三河総局企画調整部産業労働課、東三河総局新城設楽振興事務所山村振興課、各県民事務所産業労働課の職員

2 調査結果の概要

集計した 293 社の春季賃上げの平均要求額は 6,199 円で、前年の 7,868 円と比べると、1,669 円の減（前年比 21.2%減）となった。平均妥結額は 5,383 円で、前年の 6,002 円と比べると、619 円の減（前年比 10.3%減）となった。

平均要求率は 1.90%で、前年の 2.46%と比べ 0.56 ポイントの減となった。平均賃上げ率は 1.65%で、前年の 1.87%と比べ 0.22 ポイントの減となった。（表 1・2 参照）

○ 産業別にみると、製造業の平均妥結額は 6,098 円で、前年の 6,389 円と比べると、291 円の減（前年比 4.6%減）となった。非製造業の平均妥結額は 2,532 円で、前年の 4,181 円と比べ 1,649 円の減（前年比 39.4%減）となった。（表 1 参照）

○ 集計企業数の約 7 割を占める製造業の業種別平均妥結額をみると、「輸送用機械器具」の 7,272 円（前年比 117 円増、1.6%増）が最も高かった。（表 1 参照）

○ 企業規模別にみると、平均要求額、平均妥結額ともに、「299 人以下」、「300～999 人」、「1,000 人以上」全ての企業規模で前年を下回った。

企業規模が大きくなるほど平均要求額、平均妥結額ともに高くなっており、「1,000 人以上」の企業規模では平均要求額 6,351 円、平均妥結額 5,542 円であった。（表 1 参照）

<表1> 産業別・企業規模別春季賃上げ要求・妥結状況(加重平均)

(愛知県労働局労働福祉課)

区 分	集計 企業 数 (社)	現行ベース (基準内賃金) (円)	平均要求額				平均妥結額					参考 2020年 平均賃上げ 率(%)
			2021年 (円)	2020年 (円)	前年と の差 (円)	対前年 伸び率 (%)	2021年 (円)	2020年 (円)	前年と の差 (円)	対前年 伸び率 (%)	平均 賃上げ率 (%)	
調査計	293	326,266	6,199	7,868	△ 1,669	△ 21.2	5,383	6,002	△ 619	△ 10.3	1.65	1.87
製造業	217	328,062	6,585	8,038	△ 1,453	△ 18.1	6,098	6,389	△ 291	△ 4.6	1.86	1.98
食料品、飲料・たばこ・飼料	13	257,837	9,472	11,650	△ 2,178	△ 18.7	4,341	4,440	△ 99	△ 2.2	1.68	1.59
繊維工業	24	284,804	6,012	7,687	△ 1,675	△ 21.8	5,132	3,214	1,918	59.7	1.80	1.27
木材、家具・装飾品	4	316,327	4,973	5,196	△ 223	△ 4.3	4,973	4,952	21	0.4	1.57	1.56
パルプ・紙・紙加工品	6	292,382	2,648	5,331	△ 2,683	△ 50.3	2,556	4,567	△ 2,011	△ 44.0	0.87	1.50
印刷・同関連	3	279,520	3,580	-	-	-	2,785	-	-	-	1.00	-
化学工業	16	303,838	4,561	6,876	△ 2,315	△ 33.7	4,080	5,153	△ 1,073	△ 20.8	1.34	1.70
プラスチック製品	5	273,626	5,630	6,150	△ 520	△ 8.5	4,721	3,981	740	18.6	1.73	1.45
ゴム、皮革製品	6	296,385	5,137	7,384	△ 2,247	△ 30.4	4,571	5,896	△ 1,325	△ 22.5	1.54	1.9
窯業・土石製品	16	304,765	3,259	4,371	△ 1,112	△ 25.4	2,953	3,479	△ 526	△ 15.1	0.97	1.15
鉄鋼業	11	299,870	5,090	5,501	△ 411	△ 7.5	3,400	2,765	635	23.0	1.13	0.93
非鉄金属	7	288,613	236	2,962	△ 2,726	△ 92.0	201	548	△ 347	△ 63.3	0.07	0.18
金属製品	19	291,202	5,902	8,078	△ 2,176	△ 26.9	5,227	5,576	△ 349	△ 6.3	1.79	1.93
機械器具製造業	27	300,793	5,442	5,613	△ 171	△ 3.0	4,797	5,315	△ 518	△ 9.7	1.59	1.73
電子部品・デバイス・電子回路	0	-	-	×	×	×	-	×	×	×	-	×
電気機械器具	10	317,675	3,936	5,444	△ 1,508	△ 27.7	2,748	3,194	△ 446	△ 14.0	0.86	1.04
情報通信機械器具	1	×	×	-	-	-	×	-	-	-	×	-
輸送用機械器具	49	343,957	7,490	8,722	△ 1,232	△ 14.1	7,272	7,155	117	1.6	2.11	2.16
その他製造業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非製造業	76	319,108	4,661	7,066	△ 2,405	△ 34.0	2,532	4,181	△ 1,649	△ 39.4	0.79	1.35
建設業	7	314,849	1,983	4,018	△ 2,035	△ 50.6	129	640	△ 511	△ 79.8	0.04	0.21
電気・ガス・熱供給・水道業	4	368,086	2,163	2,146	17	0.8	8	7	1	14.3	0.00	0.00
情報通信業	4	367,093	5,943	6,138	△ 195	△ 3.2	4,295	4,068	227	5.6	1.17	1.13
運輸業、郵便業	23	281,977	2,349	7,803	△ 5,454	△ 69.9	556	2,289	△ 1,733	△ 75.7	0.20	0.83
卸売業、小売業	17	307,305	8,252	10,385	△ 2,133	△ 20.5	5,256	9,208	△ 3,952	△ 42.9	1.71	2.98
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	385,969	1,564	2,118	△ 554	△ 26.2	1,478	1,497	△ 19	△ 1.3	0.38	0.44
学術研究、専門・技術サービス業	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
宿泊業、飲食サービス業	3	258,533	6,406	5,681	725	12.8	2,872	3,333	△ 461	△ 13.8	1.11	1.38
教育、学習支援業、医療、福祉	5	388,728	6,352	6,185	167	2.7	5,974	5,719	255	4.5	1.54	2.10
複合サービス事業、サービス業	7	303,656	4,948	5,577	△ 629	△ 11.3	2,890	2,723	167	6.1	0.95	0.91
企業規模別												
299人以下	104	248,652	4,394	6,372	△ 1,978	△ 31.0	3,089	3,765	△ 676	△ 18.0	1.24	1.49
300～999人	65	263,672	4,560	6,650	△ 2,090	△ 31.4	3,820	4,336	△ 516	△ 11.9	1.45	1.59
1,000人以上	124	332,280	6,351	7,974	△ 1,623	△ 20.4	5,542	6,154	△ 612	△ 9.9	1.67	1.89

※ 集計企業数、平均賃金は2021年の数値

※ 集計企業数が1の場合は当該の個別情報を秘匿するために「×」で表示している。「-」は該当数値なし。

※ 基準内賃金は平均賃金のことである(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。

※ 平均年齢 39.1歳

〈表2〉

愛知県内の企業における春季賃上げ要求・妥結状況の推移

(愛知県労働局労働福祉課)

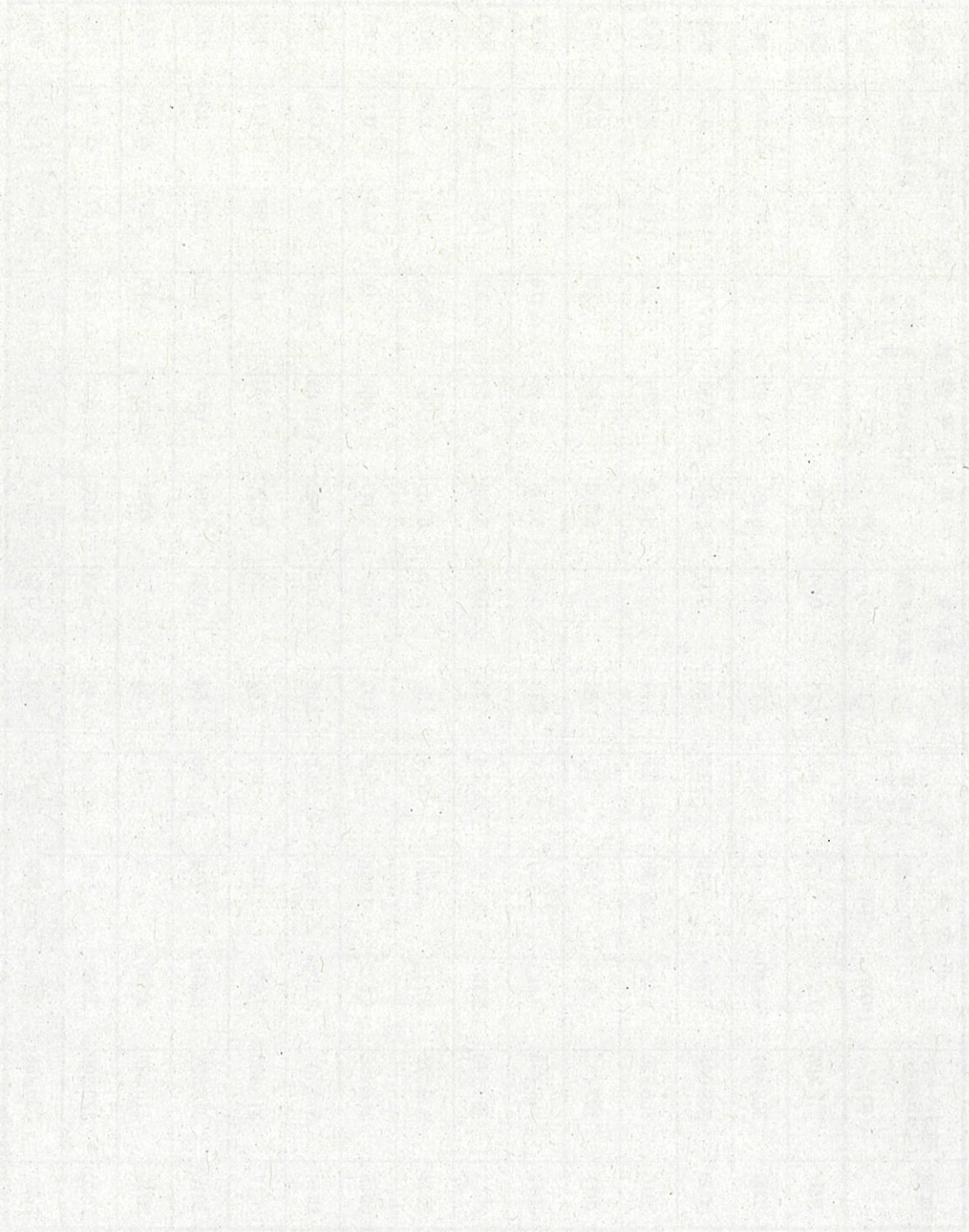
年別	現行ベース (基準内賃金) (円)	平均要求額		※1平均要求率		平均妥結額		※2平均賃上げ率		※3 獲得率 (%)
		(円)	(%)	(%)	(ポイント)	(円)	(%)	(%)	(ポイント)	
2007	312,706	7,001	4.2	2.24	0.04	6,178	1.98	0.01	88.2	
2008	308,481	6,840	△ 2.3	2.22	△ 0.02	6,081	1.97	△ 0.01	88.9	
2009	308,068	7,789	13.9	2.53	0.31	5,048	1.64	△ 0.33	64.8	
2010	306,339	5,474	△ 29.7	1.79	△ 0.74	5,173	1.69	0.05	94.5	
2011	307,733	5,624	2.7	1.83	0.04	5,303	1.72	0.03	94.3	
2012	306,194	5,487	△ 2.4	1.79	△ 0.04	5,255	1.72	0	95.8	
2013	309,140	5,356	△ 131	1.73	△ 0.06	5,088	1.65	△ 0.07	95.0	
2014	309,329	8,216	2,860	2.66	0.93	6,587	2.13	0.48	80.2	
2015	314,758	9,522	1,306	3.03	0.37	7,047	2.24	0.11	74.0	
2016	315,104	7,525	△ 1,997	2.39	△ 0.64	5,862	1.86	△ 0.38	77.9	
2017	315,435	7,630	105	2.42	0.03	6,235	1.98	0.12	81.7	
2018	316,839	8,378	748	2.64	0.22	7,356	2.32	0.34	87.8	
2019	318,524	8,390	12	2.63	△ 0.01	7,031	2.21	△ 0.11	83.8	
2020	320,399	7,868	△ 522	2.46	△ 0.17	6,002	1.87	△ 0.34	76.3	
2021	326,266	6,199	△ 1,669	1.90	△ 0.56	5,383	1.65	△ 0.22	86.8	

(備考)加重平均とは労働組合員1人当たりの平均

※1 平均要求率=平均要求額/現行ベース×100

※2 平均賃上げ率=平均妥結額/現行ベース×100

※3 獲得率=平均妥結額/平均要求額×100



令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すとされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の実業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙 1 と同じ）

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料No.1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

(令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>0.5%</u>	←	<u>0.3%</u>
Bランク	<u>0.1%</u>	←	<u>-0.1%</u>
Cランク	<u>0.5%</u>	←	<u>0.6%</u>
Dランク	<u>0.3%</u>	←	<u>0.4%</u>
ランク計	<u>0.4%</u>	←	<u>0.3%</u>

(令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>1.5%</u>	←	<u>1.4%</u>
Bランク	<u>0.7%</u>	←	<u>0.4%</u>
Cランク	<u>1.3%</u>	←	<u>1.5%</u>
Dランク	<u>0.8%</u>	←	<u>0.9%</u>
ランク計	<u>1.2%</u>	←	<u>1.2%</u>

※訂正なし

2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究，専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業，娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。